

ID: 1627

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の更新		
法令名称 根拠条項	児童福祉法 第24条の29第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第24条の29の規定による。 第24条の29 第24条の26第1項第1号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日